

承認第 1 1 号

日出町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専 決 事 項

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 2 年 5 月 1 9 日

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布することについて、
地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 8 号

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 3 各号列記以外の部分中「該当する者」を「該当する国民健康保険税の納税義務者」に、「認められる者」を「認められるもの」に、「保険税」を「国民健康保険税」に改める。

附則第 1 4 項の次に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の減免の特例）

1 5 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯の国民健康保険税の納税義務者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和 2 年度分の国民健康保険税（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和 2 年 1 月以前分の国民健康保険税を除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下この項において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、主たる生計維持

者が死亡し、又は重篤な疾病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる世帯であって、規則で定めるもの

16 前項の規定による減免をした場合における第24条の3の規定の適用については、同条中「認められるもの」とあるのは、「認められるもの（附則第15項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第15項及び第16項の規定は、令和2年2月1日から適用する。